

観光地エリア景観計画の策定について

1 概要

良好な景観は、豊かな自然環境、にぎわいのある都市、文化や歴史を感じる建造物等、地域の多様な要素によって形成されており、他の地域にはない個性や魅力を備えた地域が集まり、全体が調和することによって、県全体の景観がより魅力的なものへと高まっていく。

そこで、各市町が主体となり、それぞれの地域で目指すべき姿（景観ビジョン）に向けた具体施策を示す観光地エリア景観計画を策定し、個性豊かな愛着を持てる地域景観づくりに取り組むこととなった。

2 策定目的

観光客の満足度向上や住民の誇りや愛着の醸成を目指し、従来の「点」の施設整備から「面」としての検討等を促す。

3 計画策定までの流れ

	項目	内容	備考
1	箇所の選定	エリア計画策定箇所の選定 ①観光地として積極的に景観形成を図るエリア ②その他重点的に景観形成を図るエリア	
2	地域景観ミーティング（地域住民、県、市で構成）	各観光地の景観ビジョンや具体的施策について、行政と地域住民で検討	1回以上
3	エリア計画（案）の作成	地域景観ミーティングの意見を踏まえて、景観（案）を作成	
4	島田市景観計画との整合	景観審議会及び都市計画審議会に諮問	1回以上
5	計画の決定・公表	(1)～(4)を経て、計画を決定し、公表する	

4 計画策定までのスケジュール

2018年 12～1月	対象エリア・地域景観ミーティング委員の検討
2019年 2月	第1回 地域景観ミーティング
3月	観光地エリア景観計画（素案）策定
6月	第1回 地域景観ミーティング
7月	観光地エリア景観計画（案）策定
8～9月	景観審議会に諮問
10月	観光地エリア景観計画の策定・公表